

# 被災住宅の

# 耐震化

を支援します

20万円  
UP!!

補助金  
最大 ※

~~120~~  
万円

140万円

※建替えまたは耐震改修工事費の4/5

## 補助対象者

り災証明で「準半壊以上」の判定、または床等に1/100程度の傾斜がある等の「一部損壊」の判定を受けた戸建木造住宅（2階建て以下・在来軸組工法）にお住まいの方

- 耐震診断の結果、**耐震性が不十分**の場合、補助の対象となります。

※昭和56年5月以前に着工した住宅を建て替える場合は、簡易な耐震診断が可能ですので、**高岡市 都市創造部建築政策課**までご相談ください。

- 県の耐震診断支援事業を利用できます。

- ・費用 **診断費用 実質0円**  
(県が約9割負担し、残りを市が補助します)
- ・申込先 富山県建築士事務所協会 TEL.076-442-1135  
(受付時間：平日9:00～17:00)



## 補助対象となる工事

### ① 現地での建て替え工事

- ※ 建替えた後の住宅は省エネ基準を満たすこと、基礎補強を行うことが必要です。
- ※ 既存住宅の解体前に下記の間合せ先にご相談ください。

### ② 耐震改修工事

- ※ 次のいずれかの工事
- ①全体改修 (lw値1.0)、②1階のみ部分改修 (lw値1.0)、  
③1階主要居室のみ部分改修 (lw値1.5)、④全体を簡易改修 (lw値0.7)



### 災害救助法の応急修理補助金の対象を除く工事

例) 応急修理補助金で「台所」の修理費の補助を受けた場合、「台所」部分の耐震改修工事費は、補助対象外となります。

## お申込み・問合せ先

高岡市 都市創造部建築政策課 指導審査係

TEL 0766-20-1429

MAIL [kentiku@city.takaoka.lg.jp](mailto:kentiku@city.takaoka.lg.jp)